

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務
[提案選定評価基準]

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務に係る受託候補者の選定は、提案書及びプレゼンテーションの評価による技術点と価格点の合計を総評価点とし、総評価点が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として決定する。

1 提案書及びプレゼンテーション採点方法

実施要領「10 選定方法」に基づき、評価委員会の委員が採点を行う。

2 配点

総評価点は、100 点満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

(1) 技術点 80点

NO	区分	評価項目
1	類似業務受託実績等	受託実績、成果等
2	実施体制	人員配置、役割分担、連携体制
		主担当者の業務経験及び従事計画
		計画策定に係る各提出資料のチェック体制
		連絡体制、スケジュール管理
3	提案内容	情報の収集、基礎データ分析
		現計画等の進捗状況の確認、検証及び計画案への反映
		計画案等の策定支援、会議等への支援
		進捗管理及び本市の負担軽減
4	独自提案	専門性、有益性等
5	プレゼンテーション	分かりやすさ、論理性、積極性等

(2) 価格点 20点

3 得点の算出方法

(1) 技術点については次の5段階で採点する。

A 特に優れており十分満足できる提案である・・・配点×1.0

B 優れている・・・配点×0.8

C 普通である・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.6

D やや劣っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.4

E 劣っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.2

(2) 各評価委員が採点した技術点を合計し、評価委員の人数で除した点数を当該提案者の獲得した技術点とする。

(3) 価格点については次の方法で採点する。

価格点=20点×(最低見積価格/見積価格)

【確認事項】仕様書に沿った積算による価格が提示されているか。

(4) 技術点及び価格点それぞれについて、小数点第2位を四捨五入した小数点第1位までを有効点とする。

4 最高得点者が二者以上あった場合の決定方法

(1) 価格点の獲得点数が高い者から順に受託候補者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数も同点の場合は、技術点のうち「提案内容」の獲得点数が高い者から順に受託候補者及び次点者を決定する。なお、「提案内容」の獲得点数の算出は、上記3に準じて行うものとする。

(2) 上記(1)により、受託候補者及び次点者が決定しない場合は、評価委員会において技術点及び価格点を総合的に判断し、受託候補者及び次点者を決定する。

5 受託候補者が最低限獲得すべき点数

(1) 受託候補者として選定される者は、最高得点者であっても、総評価点で70点以上を獲得しているものとする。

(2) 提案者が一者であった場合は、総評価点で75点以上を獲得しているものとする。

(3) 最高得点者の総評価点が、前各号に定める点数に満たない場合は、受託候補者を選定しないものとする。

6 評価結果の公開等

評価はすべて非公開で行うものとする。

なお、評価結果は、東温市プロポーザル方式実施取扱要綱（令和6年東温市告示第21号）第19条の規定に基づき、部分公開とする。

7 異議申立て

提案者は、評価に対して異議申立て等はできないものとする。